

協議第16号

交通関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、<u>忠類村</u>は合併の日の前日をもって脱退し、<u>新町</u>として合併の日に参加する。</li><li>2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、<u>新町において調整する。</u></li><li>5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li><li>6 交通指導員については、合併時に再編する。</li><li>7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。</li></ol>	

「協議第16号 交通関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に <u>新たに</u> 加入する。 2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。</u> 3 略 4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、 <u>合併時まで</u> に調整する。 5～7 略	1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、 <u>忠類村は</u> 合併の日の前日をもって脱退し、 <u>新町として</u> 合併の日に加入する。 2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 略 4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、 <u>新町において</u> 調整する。 5～7 略

42

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
広尾線バス輸送確保対策協議会	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の構成 管内1市5町村</li> </ul>	合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に <u>新たに</u> 加入する。	<u>忠類村は</u> 合併の日の前日をもって脱退し、 <u>新町として</u> 合併の日に加入する。
バス待合所	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>箇所数 1カ所</li> <li>管理方法 忠類バス待合所 十勝バス(株)と土地建物無償貸付契約 (保守管理に関する項目含む。)</li> </ul>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。</u>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
町村営バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 町営バス (市町村生活バス路線運行費補助)</li> <li>・運行形態 1 路線(幕別市街～駒畠市街) 週 6 日(日・祝祭日等 運休) 1 日 2 往復(火・金曜 3 往復)</li> <li>・使用料(参考) 幕別～糠内 590円 幕別～駒畠 1,020円</li> </ul>	該当なし	新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、 <u>合併時までに調整する。</u>	新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、 <u>新町において調整する。</u>
チャイルドシート 貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出基準 一時的に必要な場合</li> <li>・貸出期間 1 カ月間</li> <li>・保有台数 着衣型チャイルドシート 5 着 座席型チャイルドシート 9 台 座席型ベビーシート 16 台 交通安全協会事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出基準 6 歳未満の幼児がいる借用を希望する村民</li> <li>・貸出期間 乳児用 6 カ月以内 幼児用 29 カ月以内 児童用 24 カ月以内</li> <li>・保有台数 座席型チャイルドシート 8 台 座席型ベビーシート 5 台</li> </ul>	<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u>	合併時に再編する。